

**「東北絆まつり 2026 盛岡」運営計画作成及び調整業務
公募型提案審査（プロポーザル）募集要項**

1. 適用

本要項は、「東北絆まつり 2026 盛岡」運営計画作成及び調整業務を委託する候補事業者を公募型提案審査により選出するに当たり、その募集手続等必要な事項を定めるものとします。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

「東北絆まつり 2026 盛岡」運営計画作成及び調整業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（日）まで

(4) 委託料上限額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(5) 委託事業者の選定方法

選定方法は公募型提案審査にて実施します。選考は、書類審査による一次選考と、書類審査並びにプレゼンテーション及び質疑応答による二次選考の二段階で行います。

3. 委託者

東北絆まつり実行委員会（以下「委員会」という。）

【本件に関する問い合わせ】

〒020 - 8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

盛岡市交流推進部観光課 担当：菅原 匠

電話 019 - 613 - 8391

電子メールアドレス kankou@city.morioka.iwate.jp

4. 事業申請者の資格要件

(1) 事業申請者の構成について

ア 複数の企業により構成されるグループで申請してください。併せてグループの代表者を定め、グループ名も作成してください。事業申請は、グループ構成員の連名により行い、以降の手続に関しては、当該グループの代表者が行うこととします。

イ 申請後、企業グループの構成の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、実行委員会と協議を行います。

ウ グループの代表者が他のグループの代表者となることはできません。

(2) 事業申請に参加するための資格要件

ア 本事業の申請時において、グループを構成する企業のうち 2 社以上が盛岡市内に本社又は営業所を有していること。

イ グループの代表者が盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ グループの各構成員が同種または類似業務の受注実績があること。

エ 提案書提出に関する「事前説明会」に出席した企業がグループに含まれていること。

オ 本業務を遂行するに当たり必要な警備業及び建設業の資格を有する企業が含まれること。

(3) 事業申請に参加できない場合

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中の者がグループに含まれている場合。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は更生手続中の者がグループに含まれている場合。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中の者がグループに含まれている場合。

エ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成 3 年 9 月 30 日市長決裁）第 2 の規定による指名の停止を受けている者がグループに含まれている場合。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の規定による暴力団員に該当する者がグループを構成する企業の役員等に含まれている場合又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がグループに含まれている場合。

5. 契約条件

(1) 委託契約の方法

企画提案の内容を基にして、審査により選定された委託候補者と事前に委託内容及び委託料について協議をします。協議が整った場合には、委託候補者と随意契約を締結します。

(2) 委託予定額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

(3) 委託期間・履行期限

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6. 事前説明会開催及び質問と回答

(1) 日時 令和 7 年 10 月 6 日（月） 14 時から 15 時 30 分まで

※事前説明会参加に当たっては、令和 7 年 10 月 3 日（金）17 時までに「参加申込書」（様式第 1 号）を電子メールで送付し、電話で送付した旨を連絡すること。

(2) 会場 プラザおでって 3 階 第一会議室（盛岡市中ノ橋通一丁目 1-10）

(3) 内容 委託業務に関する説明（事業の目的、概要など）

(4) 質問 業務内容及び選定方法に関する質問等については、説明会当日に受け付けるほか、次により質問等の受付を行う。

ア 受付期間 令和 7 年 10 月 6 日（月）説明会終了後から

令和 7 年 10 月 8 日（水）17 時まで

- イ 質問先 「問い合わせ先」に同じ。
- ウ 質問方法 「質問票」（様式第 2 号）に質問事項を記載の上、令和 7 年 10 月 8 日（金）17 時までに電子メールで送付し、電話で送付した旨を連絡すること。なお、電子メールでの質問は、題名の最初に【東北絆まつり 2026 盛岡運営計画作成及び調整業務】と明記すること。
- エ 回答方法 令和 7 年 10 月 10 日（金）17 時までに質問者あて電子メールで回答します。

7. 参加表明書及び一次選考書類の提出

本業務の受託を希望するグループは、次により参加表明書及び一次選考書類を提出してください。

- (1) 提出期限 令和 7 年 10 月 16 日（木）17 時（必着）
- (2) 提出方法 持参若しくは郵送（書留に限る。）により提出してください。

(3) 提出書類

- ア 参加表明書兼守秘義務に関する誓約書（様式第 3 号） … 1 部
- イ グループ各構成員の概要が分かる資料（会社案内等） … 1 部ずつ
- ウ グループ各構成員の定款又は寄附行為 … 1 部ずつ
- エ グループ各構成員の履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本、法務局発行）
… 1 部ずつ
- オ グループ各構成員の暴力団排除情勢に関する誓約書（様式第 4 号） … 1 部ずつ
- カ グループ各構成員の役員名簿（様式第 5 号） … 1 部ずつ
- キ グループ提携に関する誓約書（様式第 6 号） … 1 部
- ク 代表企業承諾書（様式第 7 号） … 1 部
- ケ グループ構成員組織図（様式任意） … 1 部
- コ グループ各構成員の類似実績の資料（様式第 8 号） … 1 部ずつ
- サ 担当者の実務実績の資料（様式第 9 号） … 1 部ずつ

(4) 参加表明書等書類作成上の注意

- ア 提出書類について、様式があるものは様式に従ってください。
- イ 書類提出に係る費用は応募者の負担となります。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めません。

(5) 参加表明書等書類の提出先

〒020 - 8530 盛岡市内丸 12 番 2 号
盛岡市交流推進部観光課あて 担当：菅原 匠

8. 一次選考通過者の選定

「東北絆まつり 2026 盛岡」運営計画策定及び調整業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）により、審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の点数とし、最大 5 つのグループを通過とします。

審査会は非公開とし、次の評価項目等について採点を行うものとします。

(1) 審査項目

ア 本業務の実施方針と実施体制（15点）

- (ア) 実施体制が業務の目的を理解したものになっているか。
- (イ) グループの組織体制や役割分担が明示されているか。
- (ウ) 想定される各担当者による体制が整備されており、各自の実務経験が本業務を遂行するのに妥当なものであるか。

イ 類似事業の実績（15点）

- (ア) 実績の詳細が明記されているか。
- (イ) 類似事業が同種のものであり、本業務を遂行する上で妥当なものであるか。
- (ウ) 公道を封鎖したイベントの警備実績があるか。

(2) 一次審査会（非公開）は以下の日程で行う予定です。

令和7年10月17日（金）

(3) 選定グループ数

最大5グループ

(4) 通知

ア 審査会による選定の結果は、提案書の提出者に対して、速やかに電子メール又は電話で通知するとともに、併せて郵送します。

イ 一次選考の結果に関する理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日以内に委員会事務局あて書面（様式任意）により問い合わせください。その翌日から起算して10日以内に書面により回答します。

9. 企画提案書等（二次選考書類）の提出

上記8の一次選考を通過したグループを対象として、二次選考を次の内容により実施します。なお、提案書を作成する上で必要な追加情報は、別途一次選考通過者に選考結果通知とともに連絡します。

(1) 提出期限 令和7年10月24日（金）17時（必着）

(2) 提出方法 持参若しくは郵送（書留に限る。）により提出してください。

(3) 提出書類

ア 「東北絆まつり2026盛岡」の仕様についての提案書（A4サイズ、A3折り込み可、片面印刷で15ページ以内。仕様書に記載の業務の概算費用を明示すること。） 6部

イ 見積書（運営計画作成及び調整業務） 6部

(4) 企画提案書類作成上の注意

ア 提出書類は、様式があるものは様式に従ってください。企画提案書は、必要に応じて図表等を用いるなど分かりやすく記載してください。

イ 企画提案に係る費用は応募者の負担となります。

ウ 提出資料等は返却しません。

エ 提出期限以降における企画提案書等の資料の差替え及び再提出は認めません。

オ 異なる内容の提案を複数提出しても構いません。

カ 特定された提出書類の内容は、原則として特記仕様書として採用します。

(5) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とします。

- ア 上記 4 に示す事業申請者の資格要件を満たさないグループ又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなったグループによる提案
- イ 提出書類に虚偽の記載を行ったグループによる提案
- ウ 上記 5 (2) に示す予算規模上限額を超える提案
- エ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

(6) 企画提案書の提出先

〒020 - 8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

盛岡市交流推進部観光課あて 担当：菅原 匠

10. 二次選考による委託候補者の選定

一次選考の通過者を対象にプレゼンテーションによる審査会を行い、審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の点数とし、最も評価の高い最優秀提案グループを契約の相手方として選定します。

審査会は非公開とし、各審査は次の評価項目等について採点を行うものとします。

(1) 審査項目

ア 本業務の実施方針と実施体制 (15 点)

イ 類似事業の実績 (15 点)

(以上、ア、イが一次審査の点数を引き継ぐ項目)

ウ 提案内容の具体性 (50 点)

(ア) 全体概要の提案が具体的かつ目的の達成に効果的なものか。

(イ) 警備体制が具体的かつ目的の達成に効果的で安全を確保できるものか。

(ウ) 交通輸送拠点・誘導計画が具体的かつ目的の達成に効果的で安全を確保できるものか。

(エ) 協賛金募集・広報計画が具体的かつ目的の達成に効果的なものか。

(オ) 質問事項に対する回答が具体的かつ効果的な者であり、実現可能なものか。

エ 独自提案の有利性 (40 点)

(ア) 全体概要の提案に独自性があり、盛岡ならではの魅力が来場者に十分に伝わる内容となっているか。

(イ) 絆まつり 1 巡目の開催から改良を加えるなど、創意工夫が見られる内容となっているか。

(ウ) 協賛金以外の収入確保に向けた取り組みや提案が実現可能なものとして示されているか。

オ 本業務の見積額の妥当性 (10 点)

提案内容と見積に整合性があり合理的であるか。

カ 開催経費の参考見積額の整合性・妥当性 (20 点)

(ア) 内訳が明示され、提案内容と見積りに整合性があり、妥当な金額であるか。

(イ) 実行委員会の負担額から経費節減の可能性について検討した見積りとなっているか。

(2) 審査会（非公開）は以下の日程で行う予定です。

令和 7 年 10 月 30 日（木）

(3) 選定グループ数

1 グループ

(4) 通知

ア 審査会による選定の結果は、提案書の提出者に対して、速やかに電子メール又は電話で通知するとともに郵送します。

イ 二次選考の結果に関する理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して 7 日以内に委員会事務局あて書面（様式任意）により問い合わせください。その翌日から起算して 10 日以内に書面により回答します。

11. スケジュール（案）

令和 7 年 10 月 2 日（木）公募

令和 7 年 10 月 6 日（月）説明会の開催、質問票の配布

令和 7 年 10 月 8 日（水）質問の締め切り

令和 7 年 10 月 10 日（金）質問に対する回答

令和 7 年 10 月 16 日（木）参加表明書の提出期限（一次審査における書類提出）

令和 7 年 10 月 17 日（金）審査会開催（一次審査。書類選考）

令和 7 年 10 月 24 日（金）企画提案書の提出期限（二次審査における書類提出）

令和 7 年 10 月 30 日（木）審査会開催（二次審査。プレゼンテーション）

令和 7 年 10 月 31 日（金）委託候補者決定

12. 著作権について

受託者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に委員会事務局に無償で譲渡するものとする。

また、本事業の為に撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

事業者及び委員会事務局以外が著作物を有する写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うことを原則とする。

13. その他

(1) 本業務に関して、必要な業務等がある場合は、幅広く提案・実施すること。

(2) 本業務の円滑な実施のため、本業務の委託開始から終了までの間、業務の進捗状況を委員会事務局に定期的に報告すること。

(3) 委員会は、提出された書類を業者選定する用途以外に提出者に無断で使用しない。

14. 問い合わせ先

〒020 - 8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

盛岡市交流推進部観光課内 担当：菅原 匠

電話 019 - 613 - 8391

電子メールアドレス kankou@city.morioka.iwate.jp